

令和５年度
瀬戸田中学校いじめ防止基本方針

尾道市立瀬戸田中学校

〒722-2415 広島県尾道市瀬戸田町中野 404-3

電話 0845-27-0014

FAX 0845-27-3954

E-Mail setoda-j@onomichi.ed.jp

〈ホームページ〉 <http://www.onomichi.ed.jp/setoda-j/link.html#hpb-container>

はじめに

平成 23 年（2011 年）に滋賀県大津市の中学生が自ら命を絶つ痛ましい事案以降、このような悲しいことが二度とあってはならないという強い決意のもと、「いじめ防止対策推進法」が制定された。

瀬戸田中学校では、この法に基づき、「瀬戸田中学校いじめ防止基本方針」を定め、学校におけるいじめ防止の対策として、推進体制を確立し、推進計画にそって実効性がある取組を実施することでいじめを防止し、子供たちが安心して学校生活を送ることができることを目指す。

目次

はじめに

1 基本的な考え方

- (1) 基本的な考え方
- (2) いじめの未然防止
- (3) いじめの早期発見
- (4) いじめへの対応

2 推進体制

- (1) 役割
- (2) 組織の構成
- (3) 外部連携
- (4) いじめ事案対応フォロー図

3 推進計画

- (1) いじめ防止に向けた年間計画
- (2) 評価・改善
- (3) いじめ防止アンケート等

4 重大事態への対応

- (1) 「重大事態」のとは
- (2) 具体的な対応

5 研修資料

- (1) いじめ防止対策推進法（概要）
- (2) いじめ問題への取組についての自己点検表
- (3) いじめ防止アンケート（生徒用・保護者用）
- (4) いじめ状況聴き取りシート

1 基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうること。命に関わることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての子供たちを対象としたいじめの「未然防止」と「早期発見」及び「早期対応」に的確に取り組むことが必要と考える。

法的には、いじめは次のように定義されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定関係の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 6 月 28 日）

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に関する次の内容について、年間指導計画のもとカリキュラム・マネジメントの視点をもって組織的に進める。

(2) いじめの未然防止

いじめの未然防止においては、「生徒がいじめに向かわない態度・能力を身に付けるためにどう働きかけるのか」、「いじめを生まない環境づくりをどう進めるのか」ということが問われる。その問いに答えるためには、いじめが生まれる構造（図 1）といじめの加害者の心理（表 1）を明らかにした上で、全ての児童生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、カリキュラム・マネジメントの視点をもって、生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習などを通じて継続的に行う。

（『生徒指導提要』から抜粋）

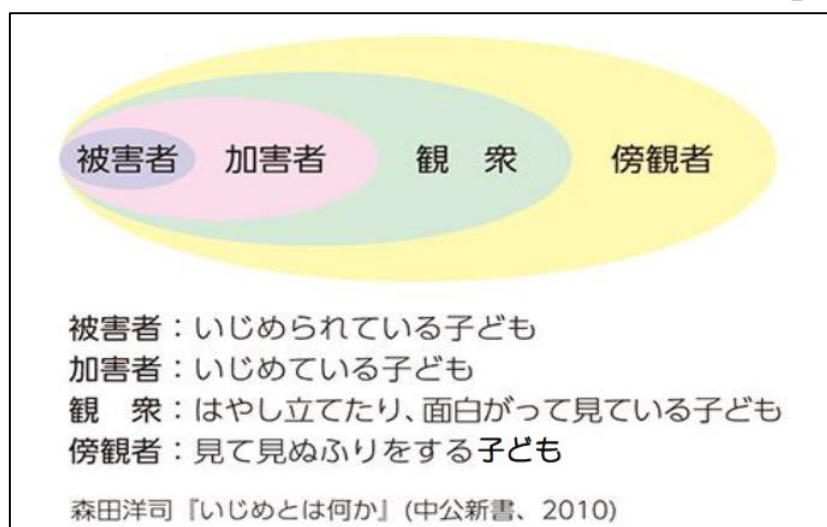


図 1 いじめの四層構造

① 心理的ストレス (過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする)
② 集団内の異質な者への嫌悪感情 (凝集性が過度に高まった学級・ホームルーム集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある)
③ ねたみや嫉妬感情
④ 遊び感覚やふざけ意識
⑤ 金銭などを得たいという意識

表1 加害者の心理

(3) いじめの早期発見

○ 相談体制の整備

- ・PTA 総会等で「相談窓口」について、生徒・保護者等に周知する。
- ・学級担任は、生徒が毎日提出する「生活記録」(一日の振り返り)と学級内での様子及び教科等の授業や部活動の様子等、教職員との情報交換を密に行う。
- ・教育相談コーディネーターが中心となり、スクールカウンセラーと連携し、生徒全員面談を企画・実施することを通して、専門的な見地から生徒の内面の変化を把握する。

○ アンケート調査等の実施

- ・毎学期、生徒と保護者対象にアンケート調査を実施する。
- ・学年毎、計画的に生徒と面談を行い、実態把握に努める。

(4) いじめへの対応

生徒、保護者及び教職員等からいじめの相談を受けたり、いじめの実態があると思われる場合には、早期に事実確認を行う。いじめが確認された場合には、学校の設置者(尾道市教育委員会)に報告する。

○ 担当者任せとならないよう、まず、管理職に報告し、関係部署で情報を共有し迅速に対応を協議する。その際には、以下の5点に留意する。

- ・「いじめ防止委員会」のもと組織的に対応する。
- ・被害者側の立場で指導する。
- ・加害者側には教育的配慮のもと、いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で指導する。
- ・教職員の共通理解、保護者(PTA 会長等)の協力、学校運営協議会、教育委員会、スクールカウンセラー、警察等の外部の専門機関等との連携のもとで取り組む。
- ・いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない望ましい集団づくりを進める。

2 推進体制

(1) 役割

いじめの問題に取り組むにあたっては、教職員は平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的かつ実効的に行うため、校内に設置している「いじめ防止委員会」を活用する。

この委員会の構成、役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改訂することとする。

(2) 組織の構成

「生徒指導提要」(第4章 いじめ)では、いじめへの対応に当たっては、校長のリーダーシップのもと、生徒指導主事を中心として協働的な指導・相談体制を構築することが不可欠とされている。本校では、次の図2のように「いじめ防止委員会」を組織する。

構成委員は、原則、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談コーディネーター・養護教諭とするが、状況に応じたメンバー構成とする。

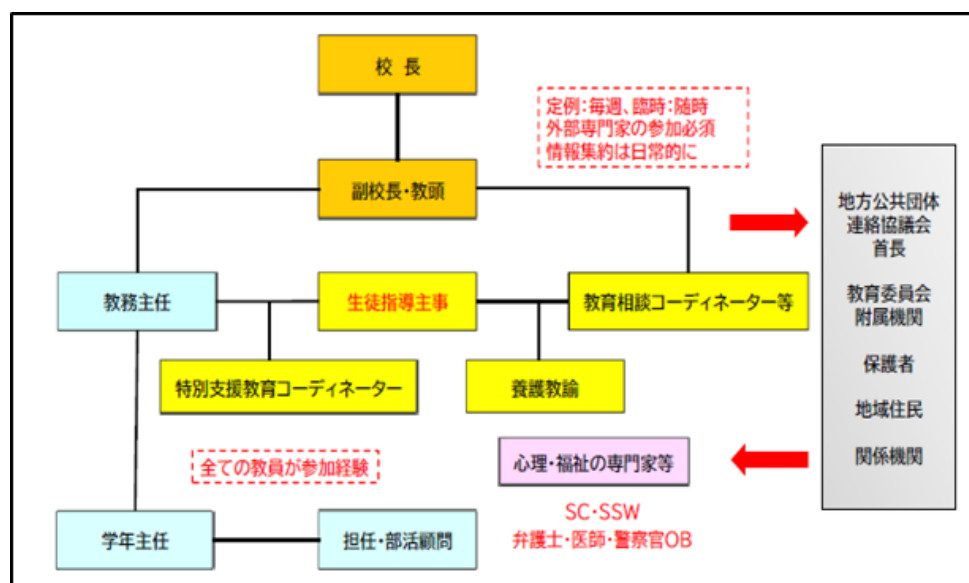


図2 いじめ防止委員会の組織図

(3) 具体的な対応

「いじめ防止委員会」は、次の対応を行う。

- ・教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- ・校内研修計画の策定
- ・関係諸機関との連携
- ・いじめ防止に向けた年間計画の策定
- ・生徒・保護者へ向けた「相談窓口」の設置・周知
- ・生徒・保護者等との連携と教職員間での情報の共有化
- ・いじめとしての対応すべき事案か否かの判断

- ・重大事態に係る調査の母体としての機能化と専門家を含めた外部連携
- ・PDCA サイクルに基づく、取組の評価・改善

(4) 外部連携

いじめの根絶をめざして、学校は次の図3のように、保護者（PTA 会長等）、地域（学校運営協議会）、教育委員会、スクールカウンセラー、警察等の外部の専門機関等との連携のもとで取り組む。

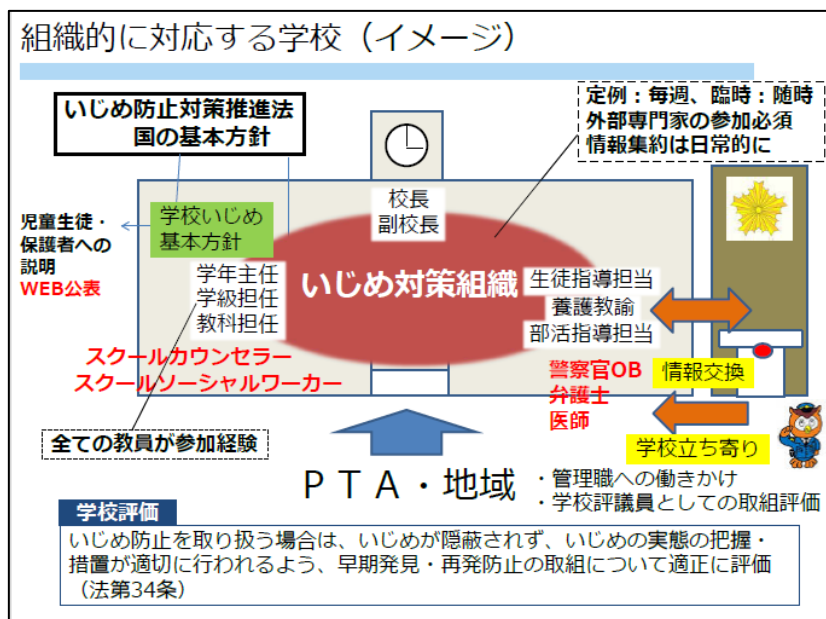
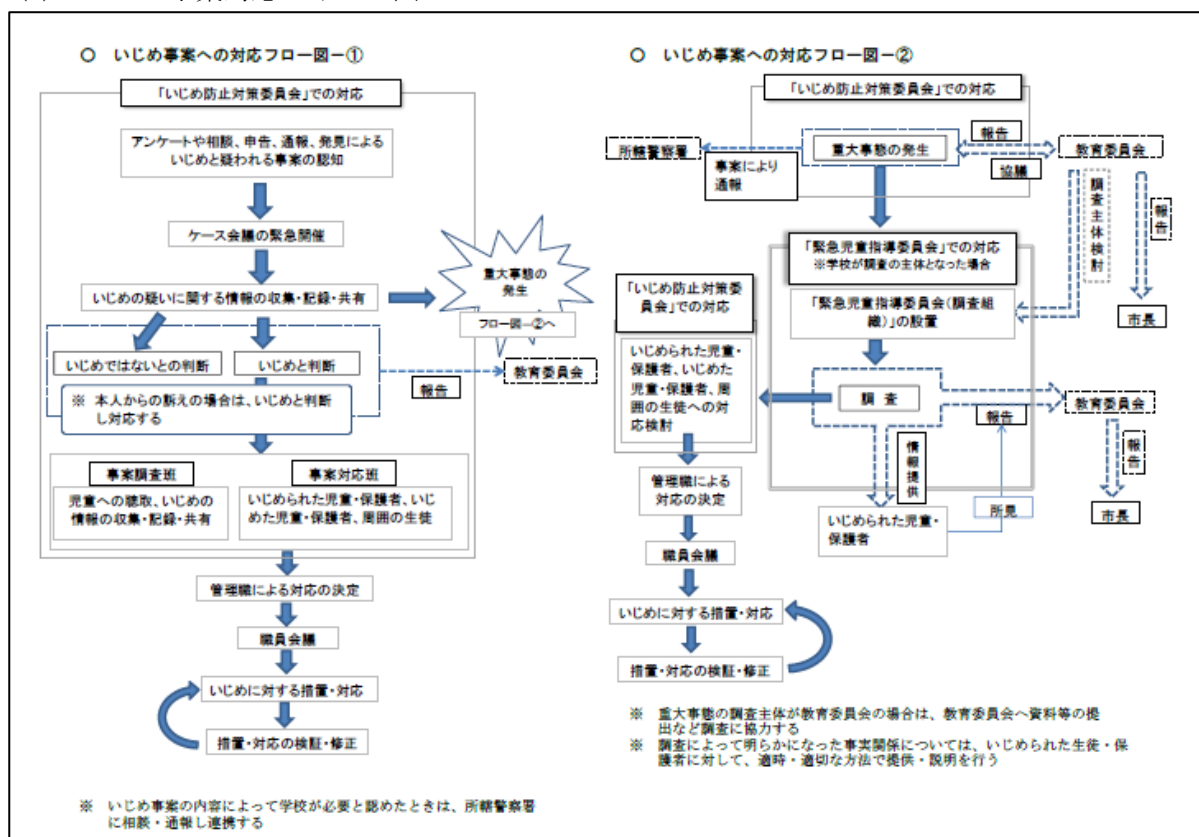


図3 学校におけるいじめ問題への対応のポイント（文部科学省）

(4) いじめ事案対応フォロー図



3 推進計画

(1) いじめ防止に向けた年間計画

月	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ防止委員会」の取組	保護者・地域等連携
4	○学級開き ○健康調査 ○SC 紹介 ○家庭訪問 ○新入生オリエンテーション ○尾道みなと祭り	○身体測定 ○学年面談	○基本方針等の確認と周知 ○いじめ防止委員会	○入学式 ○PTA 総会 ○家庭訪問
5	○中体連大会	○内科等検診	○運営協議会 ○いじめ防止委員会	
6	○運動会 ○SC 面談	○アセス	○いじめ防止委員会	
7	○SC 面談 ○中体連大会 ○防犯教室（SNS） ○三者懇談	○いじめ防止アンケート ○生活アンケート （学校評価）	○いじめ防止委員会	
8	○職場体験（2年）		○校内研修会 ○運営協議会	○夏祭り
9	○SC 面談 ○中体連大会	○学年面談	○いじめ防止委員会	○観月祭
10	○音楽コンクール（3年）	○アセス	○いじめ防止委員会	○町民運動会
11	○文化祭 ○進路懇談（3年）	○生活アンケート （学校評価）	○運営協議会 ○いじめ防止委員会	
12	○修学旅行（3年） ○三者懇談 ○防犯教室（SNS）	○いじめ防止アンケート	○校内研修会	○人権講演会
1	○いじめ防止教科月間	○学年面談	○いじめ防止委員会	
2	○道徳の時間教材化	○いじめ防止アンケート	○運営協議会	○学校保健委員会
3	○防犯教室（SNS） ○クラス替え		○基本方針等の見直し	○新旧役員会

(2) 評価・改善

いじめ防止委員会を中心に、取組が学校の実態にそっているかどうかを「学校評価」や「自己点検表」などを活用し評価し、見直しを行う。

(3) いじめ防止アンケート

毎学期末に生徒と保護者を対象に「いじめ防止アンケート」を実施し、未然防止に努める。実施に際しては、生徒には席を離すなど、保護者には記名は任意で封筒に入れるなど、配慮する。

4 重大事態への対応

いじめの中には、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、「いじめ防止委員会」を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対応するとともに、事実関係を明確にするための調査等を行う。

(1) 「重大事態」のとは

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
(生徒が自殺を企画した場合等)
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
(年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合等)
- 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止委員会において重大事態と判断した場合は、教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識のもと、いじめられた生徒を守ることを最優先しながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

- 問題解決への対応
 - ・情報の収集と事実の整理・記録（役割分担の徹底）
 - ・「重大事態対応プロジェクトチーム」の編成
 - ・関係保護者と尾道市教育委員会及び警察等関係機関との連携
 - ・PTA 会長等と学校運営協議会会長等との連携
 - ・関係生徒への指導
 - ・関係保護者への対応
 - ・全校生徒への指導
- 説明責任の実行
 - ・被害生徒及びその保護者に対する情報提供
 - ・全校保護者への対応
 - ・マスコミへの対応
- 再発防止への取組
 - ・尾道市高育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
 - ・問題の背景・課題の整理、教訓化
 - ・取り組みの見直し、改善策の検討・策定・実施

5 研修資料

(1) いじめ防止対策推進法

いじめ防止対策推進法（概要）

第一章 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

第二章 いじめ防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体は、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）を定めること。
※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

第三章 基本的施策 / 第四章 いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動等について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①いじめの事実確認と設置者への結果報告、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

第五章 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又は学校は、重大事態（※）に対処し、同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。
(※) $\left\{ \begin{array}{l} \text{一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき} \\ \text{二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき} \end{array} \right.$
- 2 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 学校は、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等（※）に報告、地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、1の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとすること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

第六章 雑則

- 学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（平成25年9月28日から施行）

(2) いじめ問題への取組についての自己点検表

(様式1 個人点検表)		いじめ問題への取組についての自己点検表				
		回答者				
<点検要領>		次の項目について、「できている」「おおむねできている」「あまりできていない」「できていない」のうち、一番当てはまるものに○印をつけてください。※「いじめ問題対策委員会」は学校ごとに名称を定めています。				
領域	番号	点 検 項 目	状 況			
			できている 4	おおむね できている 3	あまり できていない 2	できていない 1
法理解	1	あなたは、いじめ防止対策推進法が定めるいじめの定義を正しく理解して、いじめ問題へ取り組んでいますか。				
指導体制	2	あなたの学校では、いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、「いじめ問題対策委員会」（名称は学校ごと）がいじめ問題への対応の中核としての役割を担い、校長を中心に一致協力して、いじめの未然防止と早期解決に当たっていますか。				
	3	あなたの学校では、「いじめ問題対策委員会」を中核としていじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録を行い、職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っていますか。				
	4	あなたの学校では、いじめ問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、「いじめ問題対策委員会」を中核として対応する体制が機能していますか。				
教育指導	5	あなたは、いじめは重大な人権侵害であり、人間として決して許されない行為であるという認識を持って指導に当たっていますか。				
	6	あなたは、道徳や学級活動をはじめ、日頃の学級経営や教育活動の中でいじめに関する問題を取り上げ指導・助言を行うとともに、児童生徒の自己有用感を高めるための生徒指導に努めていますか。				
	7	あなたは、自分の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払っていますか。				
	8	あなたは、いじめられる児童生徒に対して、心のケアや弾力的措置を講じ、いじめから児童生徒を守り通すための対応をとっていますか。				
	9	あなたは、いじめが解消したと見られる場合でも、いじめの再発防止のために継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っていますか。				
早期発見・早期対応	10	あなたは、障害（発達障害を含む）について適切に理解した上で、児童生徒に対する指導・支援を行っていますか。				
	11	あなたは、児童生徒が悩みを打ち明けやすいよう、日常の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係づくりに努めていますか。				
	12	あなたは、児童生徒が発する危険信号を見逃さないために、児童生徒の生活態度の変化など、きめ細かく把握し、記録するように努めていますか。				
	13	あなたは、日頃の観察や指導、アンケートなどからいじめの疑いがある情報を把握したとき、その情報を軽視することなく、迅速かつ正確な事実確認の上、「いじめ問題対策委員会」で組織的に情報を共有する等、解決に向けた対応を適切に図っていますか。				
	14	あなたは、スクールカウンセラーや養護教諭・他の職員・保護者などとの連携を図り、いじめの把握に努めていますか。				
	15	あなたの学校では、いじめ解消のため、教育委員会関係課との連携を密にするとともに、必要に応じて教育センターなど相談機関との連携を図っていますか。				
	16	あなたの学校では、児童生徒のストレスや悩みを積極的に受け止めることができるよう、アンケートの活用や教育相談体制が十分に整備がされていますか。				
家庭地域との連携	17	あなたの学校では、アンケートや事実確認のための調査などにおける児童生徒の個人情報について適切に管理していますか。				
	18	あなたの学校では、学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表しているという認識をもち、日頃からいじめ問題の重大性を保護者や地域の方と認識を共有し合える緊密な連携体制を築いていますか。				
	19	あなたの学校では、いじめを認知した際、学校だけでの対応に固執することなく、いじめの解消に向けていじめられた側、いじめた側双方の家庭との連携を密にして対応に当たっていますか。				
	20	あなたの学校では、学校とPTA、地域の関係団体などが自校のいじめ認知の現状やいじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進していますか。 ※いじめ認知が0件の学校は、保護者へその公表が義務付けられている。				

(3) いじめ防止アンケート

別紙様式1

いじめアンケート（児童生徒用）

平成 年 月 日

参考例

私たちは、「いじめ」を絶対に許しません。いじめられている児童生徒を徹底して守り通します。

いじめは、人間として絶対に許されないことです。学校は、いじめを絶対に許しません。みんなの力でいじめを許さない集団づくりを進めるため、次の質問にあてはまるものを選んで、○を付けてください。（ 月 ～ 月以内のできごと）

なお、すぐに助けが必要だと思われるものには、◎を付けてください。

【いじめの例】

①冷やかされる・からかわれる ②仲間はずれにされる・無視される ③たたかれる・けられる ④を品をたかられる ⑤持ち物を隠される・隠される ⑥嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる ⑦パソコンや携帯電話を使って、悪口や嫌なことをされる

問1 私はいじめを受けている。

ア あてはまる

イ あてはまらない

問2 私は人をいじめている。

ア あてはまる

イ あてはまらない

問3 私はいじめられている人を見たことがある。

ア ある

イ ない

問4 私はいじめられている人があると聞いたことがある。

ア ある

イ ない

問5 あなたには、いじめの問題について、悩みや学校に対する要望などがありますか。

ア ある

イ ない

問6 私は冷かしやからかいを受けている。

ア あてはまる

イ あてはまらない

問7 私は遊び半分でたたかれたり、蹴られたりしている。

ア あてはまる

イ あてはまらない

問8 机を意図的に隠されている。

ア あてはまる

イ あてはまらない

問9

ア . . .

イ . . .

問10

ア . . .

イ . . .

（注）学校で選択してください。

いじめアンケート調査（保護者用）

私たちは、「いじめ」を絶対に許しません。いじめられている児童生徒を徹底して守り通します。

この1～2か月のお子様のことについて伺います。次の質問に該当する①～③の番号を選んで、あてはまるものは④を付けてください。

なお、すぐに対応を要すると思われるものには、⑤を付けてください。

（いじめの例）

- ①冷やかされる・からかわれる ②仲間はずれにされる・無視される ③叩かれる・蹴られる
④金品をたかられる ⑤持ち物を隠される・壊される ⑥嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる ⑦パソコンや携帯電話を使って、悪口や嫌なことをされる

児童生徒 年 組（男・女）

保護者氏名

（氏名の記入に支障がある場合は、記入の必要はありません。）

問 1 あなたの子どもは いじめを受けている（受けていた）。（具体が分かれば記入してください。）

- ① あてはまる ② あてはまらない ③ わからない

問 2 あなたの子どもは いじめをしている（していた）。（具体が分かれば記入してください。）

- ① あてはまる ② あてはまらない ③ わからない

問 3 学校でいじめがあると聞いたことがある。（具体が分かれば記入してください。）

- ① あてはまる ② あてはまらない ③ わからない

問 4 いじめ等の子どもについての悩みや学校に対しての要望等があればお書きください。

(4) いじめ状況聴き取りシート

(いじめ事案に関わった児童生徒用例 **別紙3**)

いじめの状況聴き取りシート

記入日：平成 年 月 日 ()
記入者 ()

聴き取りした児童生徒 年 組 番 氏名 ()

①関わったこと、見たこと
日 時：平成 年 月 日 ()
場 所： ()
性 質：直接関わった人 ()
 周りで見ていた人 ()
 止めようとした人 ()
性 質：被害を受けた人 ()
概 要 (何をしたのか。何があったのか)：

状況図 (誰がどのあたりにいたのか)

状況説明

番 号	相手の言動 (言ったこと、したこと)	自分の言動 (言ったこと、したこと)	自分の感情 (感じたこと、思ったこと)	自発的 な回答
1				
2				
3				
4				
5				

※まず、「相手の言動」について児童生徒が話したことすべて記入し、その後で「相手の言動」に対して、それぞれ「自分の言動・感情」を聴いて、記入すること。教員が質問する前に児童生徒が話した内容については、右側の「自発的な回答」の欄に「O」を付けること。

附則

本基本方針は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

本基本方針は、令和 5 年 3 月 15 日に改定し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。